



平成29年11月7日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社  
代表者名 取締役社長 菊地 政義  
(コード番号:5958 東証第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 原田 実  
TEL (03) 3685-3451

## 自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)

### による自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び  
自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け)

当社は平成29年11月7日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式を取得するもの。

#### 2. 取得の方法

本日(平成29年11月7日)の終値(最終特別気配を含む)にて、平成29年11月8日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

なお、買付け価格については、本日の終値確定後、改めて通知する。

#### 3. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 : 25,000株を上限とする

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約0.72%)

(3) 取得し得る株式の総額 : 6千万円を上限とする

(4) 取得結果の公表 : 平成29年11月8日午前8時45分の取引終了後に取引結果を公表する

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部また全部の取得が行われな  
い可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 上記の結果、1株あたりの買付け価格が「(3)取得し得る株式の総額(6千万円)÷(2)  
取得し得る株式の総数(25,000株)=2,400円/株」以下の場合は25,000株が上限となり、  
それを超える場合は6千万円が上限となる。

以 上